

平成25年4月10日  
(2013年)

業 者 各 位

和歌山市水道局経営管理部水道経理課長

市外業者の受注制限の試行について（通知）

公共工事が市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「工事の適正な施工の確保」を念頭に、標記の件について、平成24年度同様、市内業者の育成・保護のため、和歌山市の制度に準じて同一市外業者の受注制限を試行します。

なお、市外業者の受注の制限については、市長部局発注分と水道局発注分は個別のものとし、また、随意契約により受注したものは対象といたしません。

※ 和歌山市の制度については、和歌山市建設総務課ホームページ上のお知らせに掲載している平成25年4月10日付け建設総務課長通知を参照してください。